

国住指第 3 9 8 9 号
令和 2 年 2 月 2 7 日

各都道府県
建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局建築指導課長



建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和 2 年 2 月 25 日決定）が決定され、「イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」こと等の方針が示されております。

本基本方針の内容を踏まえ、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、下記の通りご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

別添のとおり、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関に対し、建築士定期講習及び管理建築士講習における新型コロナウイルス感染症への対応について通知しています。

近日中に建築士定期講習を受講しない場合に、建築士法第 22 条の 2 に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースも想定されますが、こうした新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により当該責務を果たせなくなるケースについても、現段階では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士等に係る建築士法第 10 条の規定の取扱いは柔軟に行うことを予定しておりますので、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましても、同様に二級・木造建築士に係る同条の規定の取扱いを柔軟に行うようお願い申し上げます。

また、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成 24 年 12 月 3 日付け国住指第 3329 号）のとおり、建築士定期講習の受

講状況については、建築確認手続きの中で確認していただいているところですが、これについても、現段階では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、取扱いを柔軟に行うようお願いします。

なお、5月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、中島

TEL : 03-5253-8513

参考：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（抜粋）

（令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。（以下略）